

意見書

平成 19 年 12 月 28 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年11月28日付け情審通第122号で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 接続料規則の改正について

光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。

- 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること
- 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること
- 実績として参照されているメタルケーブルは以下のような NTT 東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること
 - ・ πシステムによる光化エリアの構築
 - ・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルーラルエリアにおける ISDN 化の進展
 - ・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用 等
(なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることから、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。)

具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。

陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば 30 年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が 23.7 年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれよりも短い 15.1 年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである 20.3 年もしくは架空メタルケーブルと同じ 23.7 年以上であるべきと考えます。

また、交換機及びき線点遠隔収容装置についてもそれぞれ 22.2 年、17.3 年とされていますがこれらについても長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられます。また光ファイバと合わせてユニバーサルサービス費用の主要なコストドライバであり、ユニバーサルサービス費用の低廉化を考慮しても経済的耐用年数はそれぞれ 30 年とすることが適当であると考えます。

2. 接続料規則の一部を改正する省令について

今回、接続料規則の一部を改正する省令において、「NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入」について措置することとされておりますが、当該措置については、平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」(以下、本章において「答申」という。)に基づくものです。

本答申においては「この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、早急な検討を行うことが望ましいことから、平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当である。」とされているところであり、当該措置が暫定的な措置であることは明らかです。したがって、即時に接続料原価への算入を取りやめるべきと考えます。

また、き線点 RT-GC 間伝送路費用については本来加入電話の基本料費用として負担すべきものであることから、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、加入電話基本料の在り方とあわせて検討することが適当であると考えます。

き線点 RT-GC 間伝送路費用を5年間で段階的に算入することは接続事業者に対し、所謂「ゆでガエル現象」を起こすものであり、最終的には接続料から控除すべきものである NTS コストは接続事業者が負担することになります。

NTS コストを接続料に段階的に算入させる条件としては、少なくとも光ファイバについてはメタルケーブルよりも耐用年数が短いとする合理的な根拠がある理由が見当たらないため、メタルケーブルと同じく 23.7 年、交換機については長期にわたって利用する蓋然性が高く、実際に長期にわたって利用することを前提として設計されているものと考えられることから 30 年、き線点 RT についても同様に経済的耐用年数を 30 年とするなど適切なパラメータにすることが必要と考えます。

以上